

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年2月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合条例第2号

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を
改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

第4条第2項第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第11条第3項中「第6号」を「第7号」に改める。

第14条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第26条第1項第2号中「前条第1項」を「第24条第1項」に改める。

第43条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

（1） 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する
基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票
情報に含まれる個人情報

（2） 統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を
受けた行政記録情報に含まれる個人情報

第43条第1項第3号を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。